

外部連携サービス利用規定

第1条 外部連携サービス

(1)外部連携サービス

お客さまは、株式会社長崎銀行（以下、「当行」といいます。）が契約を締結した外部の事業者（以下、「接続事業者」といいます。）との間で契約を締結することにより、接続事業者が提供するサービスを通じて当行所定の API を利用したデータ連携のサービス（以下、「外部連携サービス」といいます。）を利用することができます。

なお、API とは Application Programming Interface の略であり、あるアプリケーションの機能や管理するデータなどを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様のことです。

(2)接続事業者との契約

お客さまが外部連携サービスを利用するにあたり、接続事業者と契約することが必要となります。接続事業者との契約はお客さまご自身の責任において行うものとします。

(3)各規定の適用

外部連携サービスには、当行が定めるながさきインターネットバンキング利用規定、ながさきビジネスダイレクト利用規定等の関連する各規定が適用されます。

ただし、外部連携サービスを前提とするスクレイピングによるサービスを利用する場合は、お客さまが接続事業者に対して識別符号等を提供すること及び接続事業者が利用者の識別符号等を利用してスクレイピングを実施することを許容します。

第2条 利用手数料

外部連携サービスの利用にあたっては、利用手数料は発生しません。なお、接続事業者が提供するサービスを利用するにあたっては、接続事業者に対して利用手数料の支払が必要になる場合があります。

第3条 外部連携サービスの利用

(1)外部連携サービスの利用開始

外部連携サービスの利用開始にあたっては、接続事業者が提供するサービス経由で当行所定の本人確認を受け、接続事業者ごとに利用登録を行う必要があります。なお、ご利用から一定期間を超えたときには、再度本人確認ならびに利用登録が必要となる場合があります。

(2)本人確認

前項の利用登録完了後は、接続事業者が提供するサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当行は当該本人確認をもって、お客さまの情報を接続事業者と連携することについて、お客さまの指示があったものとみなします。本人確認を行ったうえで取引をした場合、接続事業者が提供するサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、これによりお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

(3)セキュリティレベル

お客さまは、接続事業者が提供するサービス経由で外部連携サービスをご利用いただく

く場合、当該接続事業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承します。

(4)情報開示

外部連携サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は、接続事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報及びその他のお客さまの情報を接続事業者に対し開示することができるものとし、

- ① お客さまの情報が流出・漏洩した場合、またはその恐れがある場合
- ② 不正利用が発生した場合、またはその恐れがある場合

当行が接続事業者に開示した情報は、接続事業者によって管理されるものとし、接続事業者による管理不十分、使用上の錯誤、不正使用等により発生した損害または損失について当行は責任を負いません。

(5)各種リスク

外部連携サービスの利用に伴い、以下に該当する事象によって損害が生じるリスクがあります。お客さまは、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、外部連携サービスを利用するものとし、

- ① 接続事業者が提供するサービスの利用に必要となる認証情報等が流出・漏洩し、もしくは偽造され、接続事業者もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または接続事業者のシステム障害等により、お客さまの情報の流出等の発生。
- ② 接続事業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限りません。）により接続事業者のサービス機能停止やお客さまの情報の流出等の発生。

第4条 外部連携サービスの変更・取り止め

外部連携サービスの変更・取り止めは、接続事業者が定める所定の方法により申し込むものとし、当行は、変更・取り止めのために発生した損害について責任を負うものではありません。

第5条 連携情報

外部連携サービスで連携される情報は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。これにより生じたお客さまの損害について当行は責任を負いません。

第6条 免責事項

当行は外部連携サービスに関し、APIを用いて接続事業者が提供するサービスとの連携が適時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、連携結果が正確性、的確性、信頼性、適時性を有すること、接続事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。

接続事業者の提供するサービスについては、接続事業者がお客さまとの間で締結した当該サービスに関する利用規約に従い、接続事業者が責任を負います。接続事業者の提供するサービスに起因して発生したすべての損害について、当行は責任を負いません。

外部連携サービスに関する技術上の理由、当行の業務上の理由、セキュリティ、保守その他の理由により、お客さまに事前に通知することなく、外部連携サービスの全部または一部が一時的に制限、停止されることがあります。これらに起因して発生した損害

について、当行は責任を負いません。

第7条 サービスの休止

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、外部連携サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客さまへの告知については、当行が定める方法によることとします。

第8条 サービスの廃止

当行は、外部連携サービスの全部または一部について、お客さまに通知することなく廃止する場合があります。

第9条 規定の変更

当行は本規定の内容を、以下の各号に掲げる事由に該当する場合、変更できるものとします。その場合、変更日及び変更の内容を、変更日の一定期間前に当行ホームページ等によりお客さまへ告知します。また、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当行の任意の変更によって損害が生じても、当行は責任を負いません。

- (1) 変更がお客さまの一般の利益に適合する場合
- (2) 変更が本規定の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合
- (3) 変更に関し、お客さまから同意を得た場合

第10条 関係規定の適用・準用

外部連携サービスは、「ながさきインターネットバンキング」「ながさきビジネスダイレクト」の登録が必須であり、本規定に定めのない事項については、ながさきインターネットバンキング利用規定、ながさきビジネスダイレクト利用規定、その他関連規定により取り扱います。これらの関連規定に基づく「ながさきインターネットバンキング」「ながさきビジネスダイレクト」の利用契約が解約その他の事由により終了した場合、外部連携サービスは利用できないものとします。なお、本規定と関連規定とで相違が生じる場合には、本規定を優先して適用するものとします。

第11条 譲渡・質入れ等の禁止

外部連携サービスに基づくお客さまの権利は、第三者への貸与を含め譲渡・質入れ等はありません。

(2020年4月3日)

以 上